

史跡広島城跡保存活用会議開催要綱

(開催)

第1条 史跡広島城跡の保存活用のあり方について、学識経験者等からの意見を幅広く聴くため、史跡広島城跡保存活用会議（以下「会議」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 会議において、次に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 史跡広島城跡保存活用・整備基本計画策定に関すること。
- (2) 史跡広島城跡の石垣のあり方に関すること。
- (3) 広島城天守閣の整備に関すること。
- (4) その他史跡広島城跡保存活用に当たって必要と認められる事項

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 建造物・史跡整備・石垣・埋蔵文化財等文化財に関する学識経験者、専門家
- (2) 公園整備、植物学、観光に関する学識経験者、専門家
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(座長・副座長)

第4条 会議に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、会議を進行する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、教育委員会が必要と認めるときに開催する。

- 2 会議は、公開とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 会議において、教育委員会は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。
- 4 教育委員会は、第2条に掲げる事項について専門的意見を聞く必要があるときは、座長と協議の上、専門分野に関する委員等を招集し、部会を開催することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。